

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 美浜町農業委員会の委員及び美浜町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第1号 美浜町農業委員会の委員及び美浜町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきまして細部説明を申し上げます。

先般、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化を推進することを目的として、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

その主たる内容につきましては、農地等の利用の最適化を推進することが農業委員会業務の重点項目として法律上明確にされたこと、農業委員の選出方法に関し、公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命するという方法に改められたこと、そして、農業委員とは別に新たに農地利用最適化推進委員が創設されたことでございます。

これを受けて、平成30年3月17日をもって任期満了となる当町の農業委員においても、それ以降、新たな制度が適用されることとなりますので、今議会において、定数や報酬に関する条例上の整備を行い、その上で公募や推薦といった所定の手続を進めていくものでございます。

附則につきましては、第2項の規定により、現行の農業委員会委員の定数に関する条例を廃止し、第3項の規定により、新たに創設される農地利用最適化推進委員に係る報酬額を定めるものとして、本則・附則ともに任期満了日の翌日である平成30年3月18日を施行日としてございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 地方分権の一環ということで、農業委員会委員の選任方法が変わるというような話は聞いたことがございます。私自身も20年余り農業委員をさせてもらってきた経験から、大体どういう役目があるかということは理解しておるつもりでございます。しかし、今、副町長が目的を述べられた中に、担い手云々とか、跡継ぎに農地が集約される。そういう目的で改正されるのだというお話でございました。

しかし、そういう目的のためだけに農業委員会の選任方法が変わるんですか。私が現役のところでも農地を集約しようという制度はありました。今までの制度の中で何ら課題はないと思います。ですから、新規参入する農業者の人、また担い手云々ということが目的やということについては、どうも私は理解しがたいので、そこら辺について、まず選任方

法を変えるということについての何ゆえ変えるのかということについて、もう少し補足説明していただきたいと思います。

それから、3回しかできるので、あと幾つか言っておきますけれども、農地利用最適化推進委員、定数3名というものが新しくできるそうでございます。この委員の方は何を目的にどのような仕事をされるのか。質問なんで、解説じゃないということはようわかっているんですけども、ちょっとだけ関係外の人には理解しにくいので説明しておきますけれども、今まで農業委員の選任をするときに、どこの地区で、どの地区で、その地区の事情を知りたいということよりも、役場関係の配付物とかアンケートをとるために地区に平均にばらまかないかと。だから、議会からここで推薦してくるんだったら、この地区は選挙に出てこん。そればかり配慮していたんです、実際問題。ですから、農業委員そのものもぶっちゃけたらそんな形でなっていたんで、この推進委員という仕事、さきに申しました農業委員会を何ゆえ変えるんか、この2点について質問いたします。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） まず、お答えさせていただきます。

今までの農業委員におかれましては、10名の方が選挙により選出され、残りの5名の方はそれぞれ推薦されてきてまして、合計15名体制ということでございます。

今回、国のほうで大きくその選出方法につきまして改正がございました。説明にもございましたように、公選制を廃止して議会の同意を得て町が任命するというものでございます。その中に、少し条件がございまして、1名以上中立委員をその中に置かなければならないというものも規定されてございます。これは、農業関係者ではなく、外部の方の見解や意見を踏まえた上で今後の農業委員会の業務を行うべきというような国の方針でございます。なので、中立委員、いわゆる農業に全く関係のない方を1名置かなければならないというものでございます。

そもそも公選制を何で廃止されたかというところでございますけれども、1つには、今回、同意を得る前の段階といたしまして、12名の方の農業委員につきましては公募をかけていくこととなってございます。これも国のほうで定められてございます。そういうことからいたしまして、ちょっと個人的な見解になるのかもわかりませんが、一つ今までの体制よりも門戸を開くというのが国の考えにあるのではないかと考えてございます。それが公募であったり中立委員であったりということなのかなと考えてございます。

続きまして、最適化推進委員でございます。

今回、3名ということで設定させていただきました。これは、国のほうで農地面積100ha当たり1名を置くということでございますので、当町におきましては、200ha以上、300haにはなっていないので、端数を切り上げて3名ということで設定させていただいています。

具体的な推進委員の役割ということでございます。農業委員会に出席して、農業委員とともに意見を述べることもできますこととなってございますので、今後の運営につきまして

では、12名の農業委員の方と最適化推進委員の3名の方を介しての農業委員会の運営になろうかと思えます。

農業委員会でございますけれども、今までは法律上必須事務といたしまして農地法の転用関係の許可に係る仕事を行ってきたわけでございます。この改革後、その権限も変わりませんが、それに加えて、農地利用の最適化の推進、いわゆる担い手さんへの農地の集約であったり、遊休農地の解消であったり、そういった事柄が法律上必須事務と位置づけられました。そのことから、農業委員さんにつきましては、農業委員会の場において、いわゆる意思決定の権限を有するものでございますが、最適化推進委員におきましては、主に現場活動でございます。現場に出向いて行って、農地の貸し借りについて、農業者さんの生の声を聞いたり、意向を聞いたり、そういうのが主な役目として今回制度上されているところでございます。それを踏まえた上で、農地利用の最適化の推進、いわゆる担い手さんへの集約であったり、遊休農地の発生防止解消であったりということにつながる、そういうのが今回の制度の大きな特徴でございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の説明で、どういう目的で選任の方法を変えたのかということについては、門戸を開く、より今にふさわしい形にするという理解をさせていただきます。また、推進委員のほうも、どういう仕事をするのかということも内容はわかりました。

そこで、私が現役のころに、機会があったら、特にアンケートなんかがあるときは、かなり詳しく書いてきたんですけども、2条申請から始まって5条申請まで、こういう農地の許可云々ということだけをしている農業委員だったら、美浜町で二、三人でええんと違うかいという話は、何か機会があるごとに僕はそう言ってきました。

そして、議員にならせてもらいまして、町ははっきり忘れたんですけども、東北のほうに、たしか生涯学習か何かの視察で行かせてもらったときだったのですが、その席のところに農業委員長という札が立っていたんです。ほんで僕は正直びっくりしたんです。立てり方を考えたら、昔、谷口議員さんがおられたころに、町長は町長や、教育長は学校関係で教育にする教育町長なんだという話をよくされていました。それと同じように、農業委員というのは、農業の推進に関する委員長、委員長というより町長なんですよ。例えば、我々は農業推進云々ということについたら、すぐ課長に、いかがするんですかと聞きます。課長はやっぱり役目として答えてくれます。しかし、本来、これは課長の仕事じゃなしに、また町長の仕事じゃなしに、そんなもん知らん、農業委員長に聞けど。これは本来、立てりからいうたら、これでいいんですよ。

何でこの説明を言うかというのと、今、課長が言っておられるように目的を変える。選任の方法のためには、こういう目的でするんやと。それ非常に結構なことだと思います。しかし、実際、今、私が、昔から何か機会あったら答えてきたように、本当に農業委員が農業の利益代表としての活動をできるような、内容そのものは変わるんでしょうか。多分、

私のイメージからしてみたら、今15人あるところが、推進委員が3人と、ほんで12人、トータル変わらないんですよ。それで農業委員会にも参加する。今までと同じようにぐだぐだぐだ2条申請から5条申請までをやっているだけに終わってしまうと思います。

町長、私の意見としては、私は議員と同じだけの報酬を払って、農業委員長がこの議会に出席して、農業振興については、わしは知らんと町長が言うて、農業委員長が答えるべきだと思っているんです、東北のあれみたいに。そうでないと本当の発展はないと思うんです。そういうような目的のために、この改正をして本当にできるかどうか。

簡単な話、この中にも農家されている人ってあると思うんですけども、耕作放棄ができるって、もうからんのだから。実際問題、私も米をつくる中で、2町ぐらいの米をつくっていて、三百うん十萬円のコンバインをかうて、もう仕方なしにやっているわけですよ。あれではもうけにならんです。そういうことじゃなしに、本当に農業の目的のために農業委員会は存在するんですし、改正するんだったら、そこら辺のことまで改正せな、形だけ変えて、推進委員をつくって、実際、推進委員って何の仕事をするんですか。現場へ行って現場で何を話すんですか。

理論的には理解できます。しかし、それで本当に最適化されるんでしょうか。大きな問題なんで、一般質問で言うても答えられる問題じゃないと思うんですけども、そのことに関して、課長なり、町長なり、一言いただけたらありがたいと思います。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、今後、具体的にどのように変わるのかということかと思えます。今回、平成28年4月1日に法律が施行されました。新しい動き出して1年ちょっとということになってございます。今後またこの改革の一環として、いろいろな事柄が国のほうから示されてくる可能性も十分あると思っております。ただ、現実的に具体的にどうというのは、なかなか今のところはちょっと難しいので、お答えできませんけれども、今後この改革をより推進していくために、また国のほうから何らかの策が打ち出されると予想してございます。

さて、いわゆる農業でございます。転用ばかりでなく、農業委員会の場におきましては、これからの農業に関しまして、いろいろなご意見なり議論を実際のところされてございます。非常に担い手さんの高齢化が進んでいく中、今後5年、10年で大きくまた美浜町の農業も変わってくるであろう。もしくは、耕作放棄地、担い手不足一つをとっても、そういう問題に直面するであろうと、町としても思っております。そういったときに、やはり農業委員会の皆様のご意見なり議論なりが必要となると予想してございますので、町としても農業委員会さんに助けていただく、知恵をかしていただく、そういう場面が今後5年、10年、確実に起こるであろうと認識しておりますので、今後とも力を合わせて町としてもやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田淵勝平君） 3回目、これで終わります。

2回で終わるつもりだったんですけれども、課長がまた、これからどうするかということは国が示してくるであろうという一言を言われたんで、「ん」と思ったんで、3回目に質問したんですけれども、これは農業関係だけじゃなしに、今、西山統括官が来てくれておられますように、地方創生、国はあっちゃ向いて進みましょうという方向性だけは示してきました。だから制度を変えたんですよね。でも、実際その方向を実現するというのは、全部、昔と違って、何もかも出すさかい国の言うとおりにしてこい、間違いないさかいと。インフラ整備でもそうでしたよね。この規格でしなさい、そうしたら便利になりますよと。今、そういう枠組みを外して、方向性は示して、ある程度の以前より少ないお金はくれますけれども、実際問題は、自分とこのまち、その意味では昔に比べたら職員の責任とか自主性とかというものが物すごく問われる時代に、これは農業だけじゃなしに、全体がそうなるんですよ。この傾向というのは、ますます高くなってきます。

だから、自治力とか、一般質問じゃないんですけれども、監査力とか、それこそPDCAじゃないんですけれども、自分たちで検証していくという能力が問われる。だんだん農業だけじゃなしに何もかも問われる方向に進んで行かないかんという現実なんです。だから、今の課長のおっしゃるように、国が示してくれるであろうということだったら、旧来の陋習のままに農業が衰退していくことだけしかないと思うんです。そこら辺は課長もよく理解した上で言うておられるということもわかった上で、でも、しかし、この美浜町の中で、そういう議論をする場の中で、こういう話が出たという事実だけは、やっぱり意見として示しておくべきだと思うんで、私が言います。

そういうことで、最後に一言いただきたいんですけれども、やっぱり農業委員会というのは農家の利益代表です。農業委員会が農地異動の許可とか、そんなほとんど許可するかせんかだけのことをしているんじゃないしに、本当の農業委員会の仕事をこれを機会にしてくれるように期待しておきます。そのことについて、非常に難しい問題なので、期待しておきます。また、課長も答えにくいかわかりませんが、この最適化推進委員が最適に推進できるような話をきちんとできるような体制というのを町のほうで整えてあげてほしいということを、そうでないとだめになりますよということを一言述べておきます。

ご答弁ありましたら、一言お願いします。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 本当に毎月、農業委員会の定例会をやっているわけでございます。いわゆる農地の転用の部分以外でも、本当にこれから担い手不足が来ると。そのときに、農業委員会、町としてもどうあるべきか。そのお話は、平成28年度、1年間の毎月の定例会の中で、何回か農業委員会の皆様も協議して下さってございます。今後、より一層その部分の協議が頻繁にといいいますか、そういうように思っておりますので、重々田淵議員のご意見については踏まえまして、農業委員会の運営をやっていきたく思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 私も農業をやっております、この間からも田んぼで一生懸命田植えをしております。私のところは田淵さんのように2町もないんで、本当に大変なんです。が、ことしも私ちょっと思ったんですけれども、休耕田というんですか、和田とか吉原を見ていて、もう私らだったら大体どの人がつくってないのかなとわかるぐらい、ちょっとことしも目につきました。私は、この対策ということは、もうほんまにこれから大変なことになるんやなというて、ほんで今回のこのタイミングかなと思ったんです。

さっき集約を目的とか休耕田の対策と言われていたんで、担い手の年齢も上がってきておりますし、集約というても1人3町、5町、10町とうわさを聞きますけれども、本当にもう大変なんです。ほんで和田のほうも大きな災害が来たらつかってしまいますし、なかなか和田のほうで、私らは吉原でつくって、時間があつてつくりたいなと思っても、あれだけつかるころだったら、ちょっとよう借りんかってしてあげれんなという人も若い人にはいると思います。

それで、農業委員会の推進委員の人を3人ということで新しく進んでいくと思うんですけれども、先ほどのご答弁の中に、外部の方も入れて考えていくというようなことをおっしゃってありました。農業の人は、なかなか外部の人、知らん人が入って来るのにちょっと抵抗があるんですけれども、役場のほうで指名するということなんで、よくよく考えて外部の方をいろいろ選定してくれると思うんですけれども、今の時点では、どのような人とまでは言えへんけれども、どのような部署の人を入れたらいいかなとお考えですか。それをちょっと最後にお聞かせください。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 私ども農業委員会の任期満了日が平成30年3月17日でございます。他の市町さんについては、任期の満了日からして当町よりも早くこの制度に乗りかえているというところもございます。ある市町さんでは、役場のOBさんであるとか、そういう方を選任しているところもございます。いろいろもろもろの事情も含めまして、最適な中立委員の方を選んでいきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 私は、農業に従事はしておりませんが、ちょっと先ほどの説明を聞いておきますと、今までの農業委員というのは公募であったけれども、今回からは議会の同意を得て町長が任命すると、こういうふうに説明をされました。従来の農業委員だったら、農業に従事していない者というたらあれですけれども、直接農業委員を選ぶことができませんけれども、これからは議会が同意して町長が任命するとなりますと、一体それがどんな人か、どんな選考基準で推薦というんか、選考されるんかということをやっぱりちょっと知っておかんと責任が出てくるかなと、先ほどの説明を聞いて思ったん

です。

そこで、15名の中の12名の選考基準、それから1名以上の中立の農業従事者以外の外部委員を入れると言われましたけれども、そういう委員を町長が任命するために議会に提案されると思うんですけれども、そのときに選ばれる基準、どういうふうな基準でそういう方を選んで議会に同意を求めてくるのかなという疑問も持りましたので、この選考基準ということについてお願いします。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、公募ということでございますけれども、当然、公募はかけます。また、同時に各種農業の関係団体からの推薦というのもございます。推薦と公募をミックスして最終的に選考して決めるということになるわけでございます。

農業委員会の中立委員ということもございました。少しまた補足いたしますと、12名の農業委員のうち半数以上は認定農業者の方というのも条件の一つでございます。中立委員につきましては、農林水産省のパフレットでいきますと、弁護士であったり、行政書士であったり、普通の会社員であったり、教育関係者であったり、農業に従事していない広範な者が該当しますということになってございますので、全く農業とは関係のない方なら誰でもというふうに一応制度上はなっております。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の中西議員の話に関連して、ちょっと疑問に思ったんで教えてください。

今までは、公職選挙法に準じるということで、例えば議員との兼業というのは本来好ましくないけれども、特例で許されているというような。町長も農業委員になれるんです、特例で許可されて。そういうあれですが、今度、今のような形になって議会の承認を得るということとは、身分はどんなになるんですか。ただの人なんですか。それとも何か公人というか、非常勤の公務員というか。そこら辺は今までの農業委員と身分そのものはどんなに変わるんでしょう。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 身分については、従来と変わらないものでございます。

以上です。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町農業委員会の委員及び美浜町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第2号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の制定につきまして細部説明を申し上げます。

平成25年度における測量業務や基本設計業務より着手して参りました上流側の漁船係留施設の建設につきましては、今月30日が最終工程の工期末であり、その後の和歌山県による工事完成検査を経た後、美浜町に引き渡されることとなっております。遅くとも8月1日には漁業者の皆様による供用開始が確実と見込まれ、紀州日高漁協美浜町支所在籍の漁船が15隻係留する予定となっております。

この係留施設につきましては、地方自治法第244条第1項に言うところの「公の施設」であり、同法第244条の2第1項において「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」と規定されていることから、供用を開始するに当たり、新たに条例を設けるものでございます。

条文の内容は、第2条に、名称や位置といった設置に関する事項を、第3条から第10条までに、使用の許可やその取り消し、禁止行為、損害賠償などといった管理に関する事項を定めるとともに、附則として、施行日を平成29年8月1日としてございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） いわゆる自治法によって、こういう条例の制定が定められているものではあると思うんですが、こういう施設でいくと、三尾もあるでしょうし、本の脇はどうか知りませんが、その他の学校施設とか当然こういった施設の中で条例の制定が定められているものが多々あるかと思うんです。もちろん法整備が整っているものに関しては条例の制定は必要ないよとか、そういったものもあるかとは思いますが、美浜町の有する施設、いろいろありますが、そういったものに全てこの条例というのは完備されているのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は9時45分です。

午前九時三十四分休憩

——・——

午前九時四十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。総務政策課長。



○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

町の財産台帳にある施設の中で、確かに条例化されていないものが一部ございます。例えば、役場庁舎であったりとかいう部分は、設置管理条例というのはないと思うんですけども、ちょっとこれは調べないとわからないんですけども、自治法の244の1項に、政令で定めるものを除いてというのがあって、恐らくそのあたりで庁舎とかは特に設置条例というのはないのかなと思うんですけども。それ以外にも、例えば管理自体を区にお任せしている集会所とか、あと自衛隊の前にあるトイレとかいう部分で管理自体を委託しているようなケースの場合、財産台帳には載っているんですけども設置及び管理条例というの定めていないという施設が一部ございます。

その他につきましては、ほとんど管理条例というのがありますし、道路なんかについても、公の施設ですが、道路台帳という形でありますし、漁港についても漁港の設置条例というのがあったかと思っておりますので、おおむね条例化されているものと思っておりますが、一部さっき言うような施設については条例がないという状況でございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 町の専属ではないですけども、そういう専門家は当然雇われたり町でもしているわけですよ。例えば、こういうものに対して条例が要るかどうかというぐらいの判断をする方もおられると思うんですが、そのあたりの方の見解からするとどういうことになるんですか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 条例化していないことについては、そのときのそれなりの経緯があったのかと思っておりますので、一度、財産台帳と実際にある条例とつき合わせた上で、そこらが本当に必要ないのかというあたりをちょっと一度調べてみたいと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 私も、この条例が出てきたとき、こんなもん必要ないやんと、ちょっとびっくりして、ネットで調べておかないかなと思いつつ、ちょっと見るのを忘れてあって今になったんですけども、今ちょっとここで見てみたら、漁港の管理条例というのがございます。この中で、町長が占有できる云々とあるけれども、ここへ船をとめる云々というんか、ここに書いているように、とめさすかとめささへんか町長が許可する、使用の許可というような部分については、随分、漁港管理条例というところの係留条例では違うように思うんですけども、ここら辺は、詳しく見ていないのでわかりにくいんですけども、矛盾せんというんか、これでスムーズにいくんですか。

よその漁協はこんなやけれども、ここは随分違うやないかと。三尾は当然この漁港管理条例のほうで運用になるやろうし、こっちは係留施設の設置及び云々ということになると思うんで、そこら辺の整合性というんか、矛盾が起きてこないかなと。ちょっと詳しくわからんねんけれども、そこら辺はどんなに考えておられますか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

確かに、美浜町漁港管理条例につきましては、第1条に始まり第20条まで条文数も多々ございます。しかしながら、今回の濱ノ瀬の係留施設につきましては、そこを利用される形態を想定しますと、第3条では、あらかじめ町に、とめられる船の届け出をしてください、それから第4条では、こういう場合は許可できませんよ、第5条では、使用者の義務ですよ、禁止行為はこうですよということで、ある程度利用される形態を想定して、必要最低限これぐらいの条例で十分というふうに私どもは認識しております。

以上でございます。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） ちょっとほんまに詳しくどっちも読んでいないんで、変な質問になってしまうかもわかりませんが、その点はお許してください。

遊漁船というんか、レジャーを目的に船を持たれている方がおられますよね。そういう方で、町長に使用許可で、私はここにとめさせてほしいんよ、余裕があるやないかと、そんなときはどないなるんですか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 基本的に、この係留施設につきましては、漁業者専用の施設でございます。紀州日高漁協美浜町支所所属の漁船46隻のうち、今回、上流側については15隻を係留する。そういう目的の施設でございますので、一般の方のレジャー目的で使用されている船につきましては、ここには基本的には係留できないというふうに私どもは考えてございます。

以上です。

○議長（高野正君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 皆さん質問されていますので、二、三、聞きたいことがありました。

第9条の係留施設における盗難、毀損、船舶相互の接触または衝突によって生じた損害云々が書かれているんですけども、町は賠償の責めを負わない。ただし、町の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

町の責めに帰すべき理由って、具体的にどういうのが町の責めを負わなあかんのかなというのが1点と、あと、その次の故意または過失によって云々、賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと思えたときというのは、例えば具体的にどんなときが町長が賠償させることが適当でないというふうな判断になるのか。

この2点、すみません、教えてください。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 第9条でございます。

係留施設において船舶が壊れた場合、基本的には町はその責任を負いません。ただ、それが町の施設の構造上、不備があった場合については、この限りでないということでござ

います。基本的にどういうケースというのは具体的には想定しておりませんが、大きくそういうふうには捉えてございます。

第9条第2項でございます。

故意もしくは過失によって町の係留施設を毀損した場合、当然直してもらいますよと。「ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。」でございます。これもある意味、例外規定、ただし書きということで解釈しております。私も条文をつくるときにここでいろいろ悩んだわけですが、やはり程度によって情状酌量の余地があるかもわかりませんので、そういうまれなケースを想定してのただし書きでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 先ほどの15隻、46隻以外はとめさせないということ、どこにこの条例の中でうたっているんですか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） この条例の中にはうたってございません。

しかしながら、この施設を整備するに当たって、漁業者専用の施設ということで私どもは国の補助金を活用して整備したところでございますので、運用面において基本的には組合所属の漁船というふうに判断しております。

以上です。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第3号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

今回の条例改正は、去る3月議会でお認めいただきました同じ条例について、その後、国の児童福祉法の一部改正があったことで、再度、字句の修正、追加をするものでございます。

具体的には、第2条の2中、育児休業が取得できる対象の子どもについて、前回の改正では「里親」等が対象に加えられましたが、今回、児童福祉法の改正によって、「里親で養子縁組によって養親となることを希望している者」の呼び方が「養子縁組里親」に改められましたので、字句を改正するものでございます。

さらに、第3条、第4条、第10条の中の育児休業を再度延長できる特別の事情として、「保育所等を申し込んでいるが、当面その実施が行われない、つまり待機児童がいるため、職場に復帰できない場合は、育児休業の再度の延長ができる」という規定の追加でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 今、説明の中で、待機児童がいる場合、さらに期間を延ばすことができるよということ。この判断基準というか、例えばどこかで探しているんやけれども、実績的に断られた、断られた、断られたという実績が要るのか、そのあたりのことをちょっと教えてください。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

本当に保育所に申し込んでいて、なかなか保育所に入れない状況があるという、その事実をどういう形で確認するかについては、具体的な定めはされてございません。基本的には、口頭でといいますか、ここへ申し込んでいるんだけど、なかなか入れないんやということ。済むかとは思いますが、実際それを証明する書類ということであれば、申し込みをこういう形でしているという書類の写しであるとか、そういうものを添付してもらおうということもあるかと思えます。

ただ、実際、美浜町の職員でこれが規定されるケースがあるかという、なかなか美浜町ではないのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第4号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

本条例改正は、平成28年度から主任介護支援専門員の更新制が導入されたことから、平成29年第1回定例会において一度条例改正し、お認めいただきました同じ条例について、その後、国の介護保険法施行規則の一部改正があったことで、再度改正するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表25ページをご参照ください。

以下、条文に沿って細部説明を申し上げます。

第4条第1項中、右の段アンダーラインの「保険者」を左の段「被保険者」に改めます。

次に、右の段、同項第3号中「主任介護支援専門員（」の後のアンダーライン、空白部分に「介護支援専門員であって、」を加え、同じく右の段、アンダーライン「者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を左の段「もの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了しているものに限る。）」に改めることで、主任介護支援専門員の定義を明確にするものでございます。

議案書2ページに戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置といたしまして、改正前の規定を前提としていた経過措置規定を削除し、新たな経過措置規定を定め、平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者は平成31年3月31日までに、うち平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者は平成32年3月31日までに主任介護支援専門員更新研修を修了すれば、規定する日までに修了したものとみなすというものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 非常にわかりにくいんで、幾つか質問させてもらいます。

まず、1つは、「保険者」を「被保険者」に改めるって、これはどういう意味があるのかなど。法律で変わったということなんでしょうか。

それから、2つ目は、介護支援専門員というのに括弧をいろいろ入れましたけれども、介護支援専門員というのと主任支援介護支援専門員、これは研修を受けたのと違うんでしょうか。一体どういうふうに違うんかということです。

それから、3点目は、5年を超えない期間ごとにこの研修を修了とあるんですけども、

今回、新たに5年経過するごとにとあるんですけども、5年たたない間にするんか、5年過ぎてするんかという、そういう解釈なんでしょうか。

ちょっとわかりにくいので、以上よろしくお願いします。

○議長（高野正君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 中西議員の質問にお答えします。

まず、1点目の「保険者」を「被保険者」に改めるということにつきましては、今回の条例を見直すに当たりまして、ここに部分だけが「保険者」という文言を使っておりましたので、この機会に「被保険者」に改めるということにいたしましたのでございます。

次の介護支援専門員と主任介護支援専門員についてですが、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーと呼ばれる方なんですけれども、この方々は実務経験5年以上経過している方であって、主任介護支援専門員研修ってあるんですけども、その研修を修了した方がここに出てくる主任介護支援専門員ということになります。ですので、繰り返しますと、主任介護支援専門員というのは、介護支援専門員を5年以上経験した方が、主任介護支援専門員研修という研修を修了した方ということになります。

あと、5年を超えない期間、また「5年を」という言葉使いなんですけれども、この意味としましては、5年をたたないうちに、5年以内に更新研修を受けていただくという内容となります。

以上です。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） わかったんですけども、5年を超えない期間ごとにというて、これからは5年を経過せんと研修は受けられないということになるんでしょうか。そこだけちょっとお願いします。

○議長（高野正君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） もう一度、すみません、説明をさせていただきます。

今までは、主任介護支援専門員という方は更新研修というのがなかったんです。昨年度に更新研修制度というのができまして、そういった制度ができたから、主任介護支援専門員という方が、まず最初の研修を受けます。最初の主任介護支援専門員の研修を受けた方は、その次、5年以内に更新研修を受けていただくということなんです。

ですので、今後、主任介護支援専門員の方は、5年以内に、その更新研修を随時、随時受けていただくということになります。

以上です。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） そこが今のご説明でちょっとわかりにくかった。5年を超えない期間ごとにということが、5年を経過するごとにと変わったんで、ということは、私の解釈だったら5年たたと受けられんのかなと思ったんです。前は受けられてんけどという理解ではおかしいでしょうか。

○議長（高野正君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 5年以内に受けていただくということになります。5年過ぎたら資格がなくなるということと捉えていただいたらと思います。

以上です。

○議長（高野正君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時20分です。

午前十時一〇分休憩

——・——

午前十時二〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第5 議案第5号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。町長。

○町長（森下誠史君） 議案第5号につきまして、議案の一部訂正の申し入れを行います。

○議長（高野正君） ただいま町長から議案第5号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての議案の一部を訂正したいとの申し出がありました。

説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） 議案第5号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の字句に誤りがございました。

その内容についてですが、改正文3行目、「第2号」の下を、「第2号」の次に、さらに中ほど、「以下」の下を、「以下」の次に、訂正をお願いするものでございます。

今後、このようなことがないように充分注意いたします。

○議長（高野正君） お諮りします。

町長説明のとおり、一部訂正することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。

本件、一部訂正を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

この場でお待ちください。

午前十時二十二分休憩

——・——  
午前十時二十三分再開

○議長（高野正君） 再開します。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第5号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の条例改正は、国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴って、関連する町の条例について改正するものでございます。

まず、補償基準額の変更でございますが、平成28年11月の一般職の職員の給与に関する法律、給与法の改正により、平成29年度以降、扶養手当支給額が改正されることになったことに伴い、政令に定める補償基準額の加算額についても改正されたため、本条例においても加算額の改正を実施するものでございます。

次に、その他の改正内容といたしまして、政令の改正に伴う字句の改正や号ずれを調整するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。



○副町長（笠野和男君） 議案第6号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）  
につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億34,420千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を41億57,739千円とするものでございます。

まず、3ページの第2表、地方債補正でございます。

1. 追加で、地方創生拠点整備交付金事業に係る一般補助施設整備等事業で32,000千円の追加、同じく地方創生推進交付金事業に係る一般補助施設整備等事業で4,900千円の追加でございます。

和田学童保育友遊クラブ解体撤去工事に係る起債については、名称の変更による追加11,600千円でございます。

2. 廃止は、和田学童保育友遊クラブ解体撤去工事に係る起債の名称変更でございます。

3. 変更につきましては、西川地区漁船係留施設整備事業の事業費が追加されましたので、これに係る起債を22,300千円に増額するものでございます。

では、歳入からご説明いたします。

7ページ、国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、水産業費補助金32,036千円は、西川地区漁船係留施設整備事業に係る防衛施設周辺整備助成補助金の内示額の確定により追加するものでございます。

総務費国庫補助金、地方創生事業費補助金は、拠点整備交付金35,665千円、推進交付金50,825千円、合わせて86,490千円の追加でございます。

県補助金、農林水産業費県補助金8,509千円は、林業費補助金で吉原公園の保安林整備に県土防災対策治山事業費補助金を活用するため500千円の追加、西川地区漁船係留施設整備事業に係る県単港湾施設整備補助金として8,009千円の追加でございます。

繰入金、基金繰入金は、財政調整基金繰入金60,000千円で、地方創生事業に充当する財源調整でございます。

繰越金、前年度繰越金は4,485千円の追加で、財源の調整でございます。

9ページの町債は、まず地方創生事業として、拠点整備交付金事業、推進交付金事業、合わせて36,900千円の追加、水産業債は、西川地区漁船係留施設整備事業に係る起債で6,000千円の追加、和田学童保育友遊クラブ解体に係る起債については、名称変更による振りかえでございます。

地方創生事業ハード整備に係る起債については、充当率が90%で、その償還に対して後年度30%の普通交付税算入がでございます。

また、ソフト事業分に対しては、普通交付税及び特別交付税で措置されることとなっております。

次に、歳出でございます。

まず、全般的な話として、人件費の補正がございしますが、4月の人事異動で給料、職員手当、共済費、退職手当負担金の増減と、特別会計との間の繰出金での調整が主なもので

ございます。

では、11ページの議会費からでございます。

議会費は275千円の追加で、視察研修に伴う旅費の追加でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費は916千円の追加で、4月の人事異動によるものでございます。

財産管理費は、年度初めから2カ所の集会場の雨漏りや庁舎の自動ドアの故障など修繕が相次いだため、既に予算を使い切ることとなりましたので、当初予算と同額を追加するものでございます。

電子計算費の929千円につきましては、マイナンバーによる情報連携と、マイナポータルが7月からスタートすることに伴い、画面上に子育てワンストップサービスの申請受け入れ窓口を設置することが必須となったため、システムの構築料と利用料を計上するものでございます。

諸費の償還金利子及び割引料138千円の追加は、前年度の補助金精算によるものでございます。

地方創生事業費は1億82,480千円の追加でございまして、「ふれあいと健康と起業のまち みはまプロジェクト」及び「日の岬・アメリカ村再生とふるさと教育プロジェクト」について、地方創生拠点整備交付金の二次募集分と地方創生推進交付金の申請をしたところ、採択されたため、増額補正するものでございます。

13ページ、税務総務費8,286千円の減額は、人事異動に伴う人件費の減でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費1,529千円の減額は、人事異動で人件費が減額となった国民健康保険特別会計への繰出金の減額でございます。

老人福祉費10,271千円の増額も人事異動に伴うものでございます。

15ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費1,819千円の追加も人事異動に伴うもの、下段から17ページの農林水産業費、農業費、農業総務費の2,702千円の減額も人事異動に伴うものでございます。

林業費、林業総務費1,000千円の追加は、吉原公園の保安林における除伐に県土防災対策治山事業費補助金を活用することとなったものでございます。

水産業費、水産業振興費は、共済組合負担金43千円の追加と、委託料では、防衛省の補助金の追加の内示額が確定したので、日高港西川地区漁船係留施設整備48,054千円を追加するものでございます。

土木費、土木管理費、土木総務費286千円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

19ページの都市計画費、下水道費2,803千円の減額は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減でございます。

教育費、教育総務費、事務局費404千円の追加は、扶養手当等対象人数の増加による

ものでございます。

中学校費の515千円の減額は、非常勤講師の任用を予定していたところ、県から常勤職員の配置がありましたので、補充分の賃金が不要となったもの、ひまわりこども園費928千円の追加は、扶養手当等の対象人数の増加と調理場の給湯器加圧ポンプの修繕費等でございます。

21ページ、最後の公債費でございますが、平成18年度に借り入れした臨時財政対策債と減税補填債がそれぞれ10年目の利率見直しにより利子が減りましたので、それに伴って元金がふえることによる634千円の増額でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして給与費明細書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 11ページ、12ページですか。地方創生事業費の工事請負費の中のカナダミュージアム建築工事、多目的室建築工事というのがあるんですが、2点ほどね。どういう入札をされるのか、別にあれなんですけれども、できることなら以前から申し上げているように、美浜町は非常に公共工事の少ない町、面積が狭いから少ないのはいたし方ないんですが、こういう町にとったら目玉工事の部分、できるだけ町内業者に発注していただけるような、その辺のご配慮は考えてくださっているのでしょうか。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

建築工事につきましては、町のランクとも相談して発注したいと考えております。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 提案理由説明でも聞かせてもらったつもりなんですけれども、子育てワンストップサービスLGWAN-ASP構築料、マイナンバーにとってマイポータルが何とかかんとかいう話があるけれども、これはちょっとどういう事業か、僕は詳細説明では理解しかねるんで、これはどういうもので、どういう必要性があって、どんなになったということを、ちょっと流れを説明していただきたいと思うんですけれども、お願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 子育てワンストップサービスの今回の予算計上についてお答えいたします。

以前より、マイナンバーが導入されることによって、ことしの7月から、実際、情報連携という形で、マイナンバーを介していろんな所得情報であったりというのが各自治体間でやりとりされるという運びになってございます。

それにあわせて、マイナンバーカードを取得した方が利用できるサービスとして、インターネット上にマイナポータルという名前の自分だけのホームページというのを国が用意してくれる形になります。ですので、家のパソコンにカードリーダーにつないで自分のマイナンバーカードを差してログインすれば、その国が用意したインターネット上の自分のホームページ、マイナポータルというページが開くというふうに聞いてございます。

そのマイナポータル、自分のページには何が載っているかという、自分の個人情報、いわゆるマイナンバーを介したどんな情報がどういふところでやりとりされているのかというふうなことが、それを見ればわかるというふうなホームページが提供される。これはマイナポータルの話でございます。

その中で、結局マイナポータルというのをつくったというのは、一方的に自治体がマイナンバーを使っている個人情報をやりとりするのではないかと、自分の知らないうちにいろんな情報がやりとりされるのはいかながなものかということで、そういうのを各個人も確認できる仕組みということで用意されたのが、そもそもこのマイナポータルなんです。それを見るだけでは、せつかくの仕組みですので、なかなかマイナンバーカードの取得も進まない中で、このマイナポータル、ホームページを使って、もっといろんなサービスをしようという発想から出てきたのが、今回の子育てワンストップサービスというものでありまして、要は、自分のマイナポータルと言われるホームページを開いた画面の一角に、子育てワンストップサービスというふうなコーナーのボタンがついていて、そこを押すと、例えば、いわゆる子育てに関する情報、保育所の申し込みであったりとか、児童手当の手続きであったりというのが、ここからできるというふうに言われています。各市町村全て、そのホームページ上に受け入れ窓口だけはつくりなさいよ、これが必須ですよということがあります。7月から情報連携マイナポータルが始まるに当たり、自分のホームページ上に子育てワンストップサービスというコーナーをつくってもらおうという、その費用を今回上げさせてもらっています。

実際、ここを押して申し込みをされた場合、以降の手の流れというのが、町にどういふ形で流れてくるのかというのは、ちょっとまだ見えてございません。ASPというサービスプロバイダー、こういうインターネット上の業者さんがあるわけですけども、そこを通じて、結局は、そこからまた紙で送られてくるのか、メールで送られてくるのかというのが、ちょっとまだ見えていない状態なんです。まずは7月から受け入れ窓口を設置しなさいという内閣府からの指導でもありますので、今回これを予算化させていただいたという経緯でございます。

当初予算にこれを上げるのがちょっと間に合わなかったというか、7月から始まるのはわかっていたんですが、実際どういふものになるかというのが全然見えてなかったという事情もありまして、今回の補正予算での追加となったものでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田淵勝平君） よくわかりました。自分のホームページみたいなマイナポータルというのできる。これはそしたら、要するにカードを入れた本人だけしか見れんというんか、他人からアクセスすることは全くできないような性格のものだと多分思います。違っていたら、何か要するに公の立場から守秘義務を守って他人のそこを見に行けるというようなことがあるんだっただらば、そう答えていただきたいと思いますが、ほんまに全く自分だけが自分の情報がどう動いているかを確認するためのホームページという判断でいいんかなということ、まずそれが1つ。

それから、確かに聞かせてもらった子育てワンストップサービスという、そのボタンを押したら、いろんな申し込みができるということも、ある意味では便利だと思います。これは、ほんなら将来、LGWANの何を使って、またこの業者というんか、ASPという業者を使ってですけども、いろんなサービス将来はもっとこういうサービスに発展していく予定があるんですよ、その一番最初の手始め、小手調べというか、それに子育てがあるんですよというんか、いや、もうこれはこれだけなんですよというんか。考えようによっては、ちょっと古い人間なんで、余り自由に発想できませんけれども、ここを使っているいろんな町の申し込みができるんやとか、いろんなことができるということは、可能性としてはないことないと思うんでね。ちょっとつけ加えて、その先をお伺いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） わかっている範囲でお答えいたします。

セキュリティー面の話については、議員おっしゃるとおりだと思います。

それと、この利用についてでございます。内閣府が一般的に公表している資料によりますと、マイナポータルには6つの使い方があるというふうにされています。

1つは、先ほどの自分の情報がやりとりされている履歴を確認できる部分。それと2つ目が、自分の個人情報をどこの役所がどういう形で持っているかというのが確認できる。この内容は、ちょっとわかりにくいんですけども。あと、3つ目として、先ほど議員が言われたように、行政機関から個人に対して、いろんなお知らせが来るというふうな、こういうサービスも可能だろうというふうに書かれています。

子育てワンストップの話の中で、例として出たのが、さっき言う、わざわざ役所へ行かなくても保育所の申し込みができたりとか、予防接種のお知らせが役場から自分のスマホに送られてくるよみたいな、こういうものが、さっきのマイナンバーカード自体がスマホでも認証できるように今度変わってきたというふうに聞いていますので、パソコンなりスマホに役場から健診や予防接種のお知らせも来るというふうなこともできるんじゃないでしょうかというふうな例示でございます。

あと、その6つの事例の中には、例えば公金の決済サービスなんかもここでできるんじゃないでしょうかというふうな事例も出ていますけれども、いずれにしても、まだまだ役場側の受け入れ態勢といいますか、対応できる体制の問題もございます。窓口をつくれということ、まずは一応つくりますけれども、そこからどういう流れになるかという

のが、まだ見えていない状況でございます。

都会の人なら、なかなか区役所へ行く時間もないんで、これで保育所の申し込みということもあるんでしょうけれども、役場へ1回か2回書類を持って来てもらって申し込みしてもらうのに、どれだけのシステムをこちらが用意すべきかというあたり、費用対効果の面もあると思いますので、これが国的にはマイナンバーカードを普及させなならんという使命のもと、どんどんこれを使っているんなサービスをやれよとは言ってきていますけれども、ちょっとまだ、まずは様子見というふうな状況でございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） よくわかりました。国が目指している方向というのは、今、課長が言っておられるようなことであって、可能性としては、かなり、また新しい時代に新しいツールになるのかなと思います。

そこで、ちょっとだけ。カードを入れてパソコンで読み取ってという。でも、スマホでということ、スマホだったらカード入れるわけにいかないので、何というか、点々のいっぱいあるこの四角いのがついてログインするというか、そんなんになるんですか。スマホで利用する場合は、こんなところで聞かんと普通のときに聞いたらいいんでしょうけれども、ついでなんで、スマホで見るというとき、どうやってログインしていくんですか、そこへ。

ごめん、わからなかったら。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） すみません、ちょっとそのあたりは詳しくあれなんですけれども、恐らくWi-FiなりBluetoothというんですか、スマホとカード等の間で通信できるような仕組みというのが用意されるのかなと思っています。それか、マイナンバーカードの後ろのチップの部分の部分を何かに読ませるとという仕組みなのか。いずれにしてもパソコンだけではなかなか普及しないという部分があって、スマホでもという話は今出てございます。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 地方創生事業費の中で、松林育成計画策定業務委託がついていますけれども、これというのは、例えば治山事業をするのに、こういうものが必要なのか。そのあたりちょっとお答えください。

○議長（高野正君） 西山地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） ご質問ありがとうございます。

松林育成計画のほうは、吉原公園が中心ではあるんですが、そちらのほうで松林を活用したいろんなものづくりとか、創業支援等、拠点整備ということで、吉原公園だけにとらわれず、美浜町としての松林の育成について、中長期的な観点から研究しようというもの

でございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） これは、何かそういう類いの計画って、既にありませんか。そのあたりもちょっと。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 谷議員にお答えします。

今、統括官がお答えした補足になるんですけども、うちの松林の育成計画というのは、もう存在します。それとは別に、今回、地方創生の部分で、松、針葉樹が広葉樹化してきているところの土壌とか、そういう広葉樹化しているところの研究ということで、ご理解賜りたいなと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） そしたら、ちょっと次、治山事業について。1,000千円ついていますが、実質、我々が説明を受けた資料からすると、駐車場つくったりだとか、少し明るくちょっと木を整えるような話であると思うんですが、これは1,000千円で足りるんですか。1,000千円と出てきているからには、ある程度、目星というか、どれぐらいの量を受けるかというものが、これは多分ある程度頭に入れられて、この事業を県からとられているんでしょから、そのあたり、わかっている部分があればお答えください。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 治山事業でございます。

これは、地方創生とは別の事業でございます。駐車場にするとかというのではなくて、松林の中の間伐、除伐を行う県の防災治山事業ということでございます。

その根拠につきましては、県のほうでプロット調査をしていただきまして、10m四方にどれだけ松、雑木があるかというところを調査しまして、それで面積当たり大体どれぐらいの樹木があるよという調査をいろいろなパターンで算出しております。その中で、大体何本、どれぐらいというような算定はしております。

以上でございます。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 地方創生事業費の中の13ページ、14ページの協議会補助金の64,000千円のところなんですけれども、協議会補助金って普通聞いたら、協議会でこれだけ行くのかなと思うんですけども、この内容、わかるところをちょっと教えていただけたらお願いします。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 龍神議員にお答えします。

負担金補助及び交付金64,650千円でございます。これは、日の岬・アメリカ村再

生協議会、ふるさと健康と起業のまち「みはま」、両協議会の運営補助金であります。

1年目の補助金の内訳といたしまして、まず日の岬・アメリカ村再生協議会45,500千円。その内訳でございます。協議会運営費用500千円、非常勤職員雇用4,000千円、社団法人化検討費用500千円、教養講座開設費用1,000千円、ワークショップ開設費用1,000千円、移民資料保存、これは移民関係資料の整理作業、目録作成、和文英訳費用でございます、3,500千円。資料運搬費3,000千円、ゲストハウス開業費用20,000千円、これは備品購入、カナダ、デンマークへの食材買い付けの費用でございます。観光ルートの開発費6,000千円、地域資源発掘のための費用1,000千円、語り部ジュニア養成のための費用2,000千円でございます。

ふれあいと健康と起業のまち「みはま」19,150千円です。これも同じく協議会運営費用400千円、非常勤職員雇用3,000千円、社団法人化検討費用500千円。あと、この費用をここで吉原の拠点多目的室を利用とするワークショップであったり、子育てセミナーであったり、教養講座であったり、備品購入であったりというところで、残りの金額となっております。

以上です。

○議長（高野正君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） 今、防災企画課長がお話ししたのは、予算要求上の一応事項的にはそういうことをやるので間違いはないんですが、金額のところはこれから話し合っただけで決めていくんで、それでありきということではないということだけ、ちょっと補足しておきます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今のこの予算について、ちょっと関連して質問させてもらいたいですけれども、今の課長じゃなしに前課長のころに、西山統括官がまだおられないころに地方創生の話が始まりまして、その当時、職員の方の中でこういうアイデアが出ていますよということも議会のほうで全員協議会で説明してくれました。

そのときに、私はこういう話をした記憶があるんです。

流木を集めて椅子をつかって人が集まるような場をつくるというような話があったんです。その時にそういう案が出ている中で、私は、流木を集めて椅子をつくるということでも地方創生につながると思います。どのアイデアをとってみても、だめなアイデアって一つもないと思います。ただ、どのアイデアをとってみても、本当に地方創生につながるためには至難のわざですよという話をしたことがあるんです。

そのときに、担当職員の方が、いや、これは骨格だけで、具体的な話というのはこれから実をつけていくんで、そのときは議員の方にもいろいろと意見は拝聴させていただきます。これからですという話を力強く言われて、ああ、そうですか、結構ですと言うた。今でも流木で椅子をつくるというのは僕は間違っているとは思わないんです。そのように、どんなアイデアでもふるさと地方創生につながるということは、今でも思っております。



しかし、ここで実際に、統括官が来られて、いろいろ苦勞をされてやられている中では、今回大きく2億ほどぼんと補正で組む。2億円の補正をこういういろんなもので組むというのは、こんな小さな町では非常に珍しいそうなんですけれども、全部ここら辺でやって、三尾の話、いろんな前後の話は説明も全員協議会でしてくれました。ところが、64,650千円という非常に大きな金額、今、龍神議員が聞いた金額、この中でというのは、ちらっと聞いたことがあるようなものもあるんですけれども、全く議会で説明のないような話で、議員の立場からしてみたら、地方創生がどこか上のほうで決まって、上のほうでこうして承認だけしてくださいと言われていたような気がするわけ。実際問題、ここで64,650千円というのも、承認せい。はい、しますと。それは間違えたこととは思っていませんけれども、余りにも賛成するには説明が少な過ぎませんか、このことに関して。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 田淵議員にお答えします。

この補助金に対しての内訳の説明が少ないんじゃないかというようなご質問でございます。内閣府のほうへ申請した書類というのは、拠点整備、あと推進交付金の申請書というのをこの間の資料として出させていただいておりますけれども、この補助金について、項目1つについて説明したかと言われると、全てが網羅できていないというふうに思っております。その辺はちょっと説明不足であったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 議会と執行部は車の両輪と言うけれども、何かこういうことを見ていたら承認機関に置いてあるような気がするんで、そこのところは今後とも心得ておいていただきたいと思います。1つかえます。そのことはもうそれで結構です。

12ページに修繕費がございます。先ほど議会運営委員会での詳細説明の中でも、雨漏りとかドアが何したんで2,700千円、さらっと同額を組ませていただきましたと。当初の2,700千円は、おおよそこれぐらい要るであろう予備費のような感じで、これぐらいやったらあるやろうと組んでいたわけじゃないと思うんです。ほんでまた同額を組ませてもらうって、ちょっとこの修繕費の組み方って、ドアの故障なんかは突然でしょうけれども、雨漏りなんかというのは予測されたのと違うかなと思うんです。

それで、内容について、もう少し詳しく、ドアの突然壊れたものについてはいたし方ありませんが、雨漏りなんかは予測できてないの、突然漏り出したんですか。簡単に同額組みましたっていうのは、ちょっと納得しかねるんですけれども、いかがでしょう。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 財産管理費の修繕料の計上でございます。当初予算が2,700千円という予算の根拠ですけれども、大体ずっと3,000千円という金額をとってきていたのを、どっかの段階から1割カット、2,700千円となったという経緯

があるんだと思うんですけども、実際のところ、これとこれをことし修理するからこれだけの費用というような当初予算の組み方というのは、なかなか修繕についてはやれていないんというのが正直なところでございます。例えば、何年か前に庁舎の2階の半分空調が故障したときありましたけれども、そのときはそれだけで2,000千円とか、そういう修理が出てきました。なかなか見通せない中で、これぐらいで足りるんじゃないかというふうなことで当初予算計上しているというのが実際のところでございます。

今回の雨漏りですけども、まずは和田の西の畜産センターです。ここが、ちょうどそれこそ地域で百歳体操をやってくれるという話になって、2階の畳の部屋を使いたいというときに、ちょっとその前にかなり強い雨がいったんだと思うんですけども、相当雨漏りしていて、もう畳がだめになっていて、百歳体操どころじゃないよという話が、ちょうど3月の末ぐらいに飛び込んできました。一旦、28年度の予算の中で応急的に、本当に応急に処理はしたんですけども、これはすぐにまた漏るよという業者さんの話の中で、修繕費用が約1,300千円ぐらいかかりました。それがまず1点目です。

その修繕が済むか済まんかというやさきに、今度、上田井の区長さんから、上田井もまた漏っているんやと。これも畳もちょっとあかんみたいな話も一緒に来られまして、これも見積もりしてもらったところ900千円ぐらい要するという話で、これもほっておけないということで、4月にすぐかかりました。そんなに言っているやさきに、また今度、庁舎の自動ドア、今もう内側があればもう動かないんで、開いたままほっている状態です。これが両方直すと800千円ぐらい要るよという話だったんですけども、ちょっとお金がないんで、とりあえず内側だけ直してくれということで今発注しているところです。あれももう庁舎が建てて以来のものなので、モーターが今そういう形式のものがないというふうにサッシ屋さんから言われていまして、もう取りかえんと無理というふうな話です。

それでも実際には当初予算額ほぼいってしまったというのが現状でして、残りここからまだ10カ月、これで足りるかと言われれば、わからないというのが正直なところですけども、ほぼほぼ1年分ぐらいまた要るだろうということで同額を上げさせてもらったというところが本当のところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 関連です。

そしたら、私、この間、小さいことですが、東の集会所でちょっとエアコンがだめだから直してほしいんですけどもお願いに行ったら、こういうことでもう全部使いました。だから無理ですと言われたんですけども、この2,700千円なんかは別にどれって決まってないんだったら、もちろん優先順位やさかいに、私は無理にしてって言うんじゃないんやで。ほかのところがあればしたら、もう来年でいいんやけれども、また新たにそういうふうに頼みに行ってもいいということでしょうか。そういう解釈でよろしいんですか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 基本的には、そういうことになると思いますけれども、例えば、先ほど言いましたように畜産センター、雨漏りは直したんですけれども、まだ畳が残っています。それと上田井の集会所も、これも雨漏りは直したんですが、床まで来ているということで、ちょっと床もやり直してほしいというような話があります。まず、そちらをした上でということになるかと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） そしたら、それで2,700千円を使ってしまったら、今度はまた補正に入るんですか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 予算の残も見ながら、あと時期的なものもありますので、また長と相談したいと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 議会費で、旅費のほうで、ちょっと補正を提出させて、私が直接しにいったわけじゃないんですけれども、そのときにいろいろ厳しいことをおっしゃられていたというのを聞きまして、非常に心苦しい限りなんですが、議会費以外のところでマイナスシーリングが生かされている部分というのが具体的にあればお示しいただけたらと思います。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は11時15分です。

午前十一時〇六分休憩

——・——

午前十一時十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

確かに先ほどもありました修繕料の追加につきましては、当初予算で目指すところのマイナスシーリング3%というのを少し超えてしまっている部分があるかと思いますが、そのほかの部分については、全て人件費であったり、地方創生であったり、特別な事情によるものということで、補正予算の対象と十分なるものだと認識してございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 先ほどの地方創生の補助金のところで聞いておいたらよかったんですけれども、ちょっと。同じ地方創生の中で、松林育成計画作成業務委託という、先ほどのように要するに広葉樹が広がってくると。これは自然にいったら、陽樹というんか、太陽を好む、松の林で置いておいたら広葉樹がだんだんはびこってくるというのは自然の

摂理だという話を聞いたことがあるんですけども、この5,000千円の作成業務委託って、これはどこへこういう業務を委託して、ほんで目指すところ、結局、陽樹がはびこってくる原因を突き詰めるところで終わるんですか。それとも、少なくとも吉原公園ぐらの場所に関しては、陽樹を広がって来んように伐採して、ここは純粋な松で守るんやというようなこういうところまで、この5,000千円の中でいくのかなということ、これが1点。

それと、今の河合課長がどこにおられたときだったんか、松林再生計画という計画をつくられました。私は、あの計画というのは町の中で松林という意味では一つの柱になるなと思っているんですけども、あれとの兼ね合せというようなものもちょっとわかりかねるんで、そこら辺ちょっとご説明いただきたいなと思うんです。

○議長（高野正君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） 2日ぐらい前ですか、町長のほうから、申し込み期限が短い中で、最善の計画で予算要求しております、その間でこういう計画をつくったわけですが、私の思いとしましては、先ほど田淵議員がおっしゃったように、単に原因だけで終わるんじゃないくて、こういうふうにするべきやという結論まで出たようなものの計画ができればいいなと思っています。

ただ、ちょっとまだ私も勉強不足なので、どこに委託するかとか、どういう内容で委託するかというのは、これからいろんな専門家の方に相談しながら決めていきたいと思っております。今は、まだ、現時点ではお話しできませんが、協議会を立ち上げる予定でございまして、その中には緑地計画の専門家の方とかも数名入れる予定をしております。

これでよろしいでしょうか。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の意見で、今のところ恐ろしくアバウトな5,000千円という予算で、ほかの予算に比べてみたら、この地方創生の予算って、後ろに零があつて端数のない、非常に大まかというか、アバウトな予算が多いんですけどもね。先ほど谷口議員が言っておられましたように、ほかのところで余ってきたところは減額するつもりでも、増額するところは増額するんやということで、議員の研修費を言ったら随分ときついこと言われたって、議長がいささかお怒りのようだったんで、そのことに比べてみたら、この地方創生というのは余りにも我々に説明がないやないかと。こういうお話もどこかでありましたんで、その旨も伝えておきますけれども、肝心なところ、今、西山統括官が言われましたように、やっぱり前にある松林の再生計画をにらみながら、これとあれと符合、違ったものにならんようなことにしていきたいというのが、まず1つ。

それと、きっちり富栄養化を防ぐということ、どこの業者に頼むというのはまだわかっていないという中では、そこまでこっちが要求するのは無理かもわかりませんが、少なくとも予算を承認しなさいということで来ている手前、きちんとそのところだけは、あやふやな、5,000千円使って、はい、終わりですよというんじゃないし、美浜町の

将来につながるような再生計画、修正して下さっても結構ですので、全体につながるような話であって、そんな計画にさせていただきたいと思います、承認しますので。

それともう一つ、これは提案でございますけれども、地方分権の中で、私は3月議会のときちょっと資料を示したことがあると思うんですけども、松林というのは、昨年度でしたか、京都の天橋立に行ったときも、結局同じことで悩んでいるんです。というのは、保安林になったら広葉樹がふえてくる。広葉樹はやっぱりそやから切れんという話があったんです。

でも、最近、いわゆる特区というんか、そこのまちが国に実際問題そういう書類を出して、うちとこの松林はうちとこの地方がポリシーを持ってきちんとやっていくんで、ここだけは大目に見なさいと。私は、何か長崎で坂の角度は15度から17度まで許すとかいう話をちょっとしたことがあったと思うんですけども、そういうことを国のほうが認めてくれるらしいんで、できたらそこまで、ほんまの地方分権で、私とこの松林は私が管理する。もちろん国のものではないんですけども、そういう広葉樹も何でも、町の松林のためになるんだったら、うちとこで切りますよというような、そこまで申請してやっていけんものかなという何か希望を持っています。そのことも頭の隅に入れておいてほしいと思います、この5,000千円の認定をする以上。そこら辺について頭の中に入れておいてくれたらそれでいいんですけども、何か意見があったら言って下さっても結構です。

○議長（高野正君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） 田淵議員、非常に、思いは同じでございます、実は私も、偶然なんですけれども、昨年末だったかな、天橋立に家族でというか、妻と2人で行ったんですけども、そのときに松林を歩きまして、まずはきちんと保全されているなというんで感動して、後半たまたま見たのが、ロープで囲っているところがありまして、何でかなと見たら、天橋立の松林を守る会という看板と同時に、土壌の実験とかいうふうなコーナーがあったんですよ。実は、それを見てすごい感動して、それでこのアイデアを入れて、すみません、産業建設課のことをもうちょっと見ますけれども、それで出した案でございますので、またもし時間があつたら後でゆっくりお話ししたいんですけども、多分思いは同じやと思いますので、今後ともご協力のほうよろしく願いいたします。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 大変小さな話で悪いんですけども、地方創生事業のさっきの工事請負費のところ、LED照明設置工事というところに5,000千円ありますが、多分これは、もうわかってあるんやけれども、吉原公園の整備のLEDの照明だと思います。そしたら、これは今、細かい話なんですけれども、電気代というのは地域でお金を出しているんですね。それで、吉原公園やさかいに、LEDやから安いと思うんやけれども、幾つつくかによって、吉原のほうにその電気代が回ってくるのか。女性としたら細かいところですが、ちょっと気になるんで、幾つつける予定であるかというのと電気代をどのように今のところは考えておられるかというところをちょっと教えていただきたいです。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

これは吉原公園のLEDではございません。吉原公園周辺のLEDの整備ということでご理解いただきたいなと思います。それで、今、ちょっと数については、やはり公園付近の明るさを保つために、まだどれだけの数というのはなかなか言えないところであるんですけれども、概略的な見積もりはとっております。ただ、確定しておりませんので、ちょっと数についてはご容赦願いたいなというふうに思います。

それと、費用につきましてですけれども、これも吉原公園ではございませんので、吉原公園周辺になりますので、そこは町の部分で費用は持っていきたいなと思っております。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 歳入のほうで、ちょっと聞いておかないかなと思っているんですけれども、一番最後の町債のところなんです、民生費の友遊クラブの学童保育の。これは、借りかえというんか、当初は除却債で借りするという話が公共施設等適正管理云々というほうに借りかえるというんか、これになったと言いました。

ごめんなさい、除却債というのは、利息というんか、そこら辺は何%で、こっちのほうはどういうことで、こっちが有利やという、そのところをちょっと説明していただきたいんですけれども。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

友遊クラブの解体撤去工事の起債を結果的に振りかえという形になっているんですけれども、単に名前が変わっただけでございます。利率がこちらがいいからこっちにかえたとかいうことではなくて、当初、一般単独除却債というふうな名称ではないだろうかということで予算計上していたんですけれども、昨年つくりました公共施設等総合管理計画に基づいて、施設の集約化であったりとか、コンパクトにやりかえたりとかいう、そういう一連のメニューについての記載が公共施設等適正管理推進事業債という名前に一本化されましたので、借りる内容は同じなんですけれども、一般単独除却債という名前を使っていたのを正式な記載の名称に変えたということでございます。

以上です。

○議長（高野正君） いいですね。9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 教育費のほう、まだ余り、前のほうばかりいつているんで、後ろのほうにいったら悪いかなと思ってたんですけれども、中学校費で、賃金の一覧で、県のほうからこの510千円の補助があったという話だったんですけれども、最初からこんな見つかってなかったかなという思いがあるんで、ちょっとそのところをもう少し深く説明していただきたいなという思いが1つ。

もう一つ、ついでに聞いておきます。

こども園で、扶養手当とか期末勤勉手当の何がございまして、共済組合の。ところが、こ

の職給の異動がございませんよね。職給は多分これはパソコン打ち込んだ中にはなかったのので、職給のほうの何がないのに、人事異動で扶養手当とか期末勤勉手当という、こっこの補正だけがなぜ出てくるのかなと、ちょっと疑問に思ったんで、この2点について説明をお願いします。

○議長（高野正君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田淵議員にお答えします。

私のほうから中学校の510千円のほうのお答えをいたします。

従来、県のほうから定数以外の加配の教員というのを何名かいただいております。年度末の交渉でこれが決まるんですけども、例年、非常勤の方を、非常勤というのは、つまり週15時間の方です。1日にすれば3時間働く方、そういうのは最低限としていただいているんですが、年によってはそれが1日分の人もらえる場合もあります。

今シーズンは、たまたまというか、ここ二、三年続いているんですが、1日分の人をもらえました。ただ、半分の人というお達しがあった場合には、半分の人もらって、その人に1日の3時間のあとの5時間を町で雇って、町で働いてくれることになれば、その分を町で補填をしてということになっておりました。たまたまことは1日分が交渉の末もらえたので、これはかえさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） ひまわりこども園の人件費の補正についてご説明いたします。

確かに人事異動がない部分については給料等人件費の補正が出てくるケースというのは普通はないんですけども、ここにつきましては、異動ではないんですが、ひまわりに勤める職員さんの扶養人数がふえた。子どもであったりとか、そういう部分でふえたことによります。

扶養手当がふえると、それに伴って勤勉手当がふえますし、共済の負担金もふえるということで、ここ以外にもあと2カ所ぐらいあったと思うんですけども、子どもさんができたんでとかいう形で、扶養手当がふえた部分がございます。そういう関連での補正でございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 納得できました。

ついでに一番最後の元金の償還金のところなんですけれども、630千円増額したという話ですけども、ちょっと細部説明を聞かせてもうたら、利子が減ったのでという話があって、元金がふえたのでという話だったんですけども、細部説明を聞かせてもらっている中では、何で減ったら元金がふえるのかなと、意味が全く理解することができませんでしたので、ちょっとここら辺、もう一度、634千円がふえた理由というもののご説明

をお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 公債費の元金の増額についてご説明いたします。

細部説明にもありましたように、平成18年に借りました臨時財政対策債、それと減税補填債、この起債はちょっと特殊でありまして、20年で償還なんですけれども、10年目に利率見直しというふうな仕組みになっている起債です。ここ数年、毎年のように6月に出させてもらっているんですけども、今回は平成18年に借りました臨時財政対策債と減税補填債でございまして、その当時1.6%の年利で借りました起債が10年目の利率見直しの時期になりましたので、今回借りかえをするというふうな形になります。今、低金利ですので、当時は1.6%で借りました起債が0.01%で今回借りかえできることになります。もともとの償還方法というのが元利均等払いというやり方ですので、利率が下がって利子が下がるんで元金がふえると。

細かく言いますと、本当言うと利子をそしたら減らさなならんのと違うんかというのが理屈なんですけれども、利子の場合は、例えば繰越事業とかで年度途中で借り入れるケースとかもあるので、元金は割とかちとした数字で予算化するんですが、一時借り入れなんかもあり得るので、利子のほうはある程度幅を持たせた予算化をしていますので、今回、利子が減ったことによって、元金だけふやさせてもらって、利子のほうは減額しないという補正をさせていただいているという説明になります。

以上でございます。

○議長（高野正君） いいですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は13時30分です。

午前十一時三十四分休憩

——・——

午後一時三〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第7 議案第7号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）



についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第7号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1,529千円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を12億13,706千円とするもので、4月の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金は、一般会計からの事務費繰入金1,529千円の減額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費で、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金合わせて1,529千円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 平成29年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第8号 平成29年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ113千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億34,289千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金は、一般会計繰入金と基金繰入金2,853千円の振りかえでございます。受益者負担分を本年度の起債償還に充当するために基金を取り崩すものでございます。

繰越金、前年度繰越金は113千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

公債費、利子については、償還金に充てる財源の振りかえでございます。

基金積立金、下水道事業基金積立金113千円の追加は、前年度繰越金を積み立てするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 平成29年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第9号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,091千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億51,753千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金は1,091千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費1,091千円の追加は、4月の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

保険給付費のうち、介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費の間での800千円の振りかえについては、要支援の認定の方が地域密着型介護予防サービスを利用することになり、当初予算でこれを見込んでいなかったため、振りかえするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 工事委託契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第10号 工事委託契約の締結につきまして細部説明を申し上げます。

平成29年度においての日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、本年度より新たに下流側係留施設に係る防波堤等の建設工事を予定しているところでございます。

この整備事業につきましては、和歌山県との間で、平成25年4月1日付で締結しています日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業に関する覚書に基づき、建設工事及びそれに付随する業務の施工とその費用について、毎年度、協定書を締結し、県に委託して実施してきているものでございます。

工事の委託に係る契約書の締結に関しましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、委託する金額1億75,000千円につきましては、鋼管矢板等の製作や打設及び上部コンクリート工など全額工事費として予定しているところであり、その相手方は、和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地、和歌山県知事でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） このことについて、とにかくそんな疑問があるわけじゃないんですけども、町がする工事について県に委託して県にやってもらうという形なんです。その中には、河川、港湾という特別な関係もあるんでしょうけれども、2億弱ぐらいのものだったら、町でもこれぐらいの工事をする力ぐらいは持っているのと違うのかなという思いもあるんです。

それで、一番肝心な聞きたいこと。結局、西川河川とか何とかで、これは県の工事です、こうしますということあるけれども、県のほうから、もうこれだけのお金で町でやってくれよという、逆バージョンというのは考えられるのか。今まで、こういうパターンそのものは、港湾で、今までなかったわけで、初めて見るパターンなんで、それを全く逆に、補助金とか何とかで幾らで町がもうやってくれよというようなこともあり得るんですか。それとも、それは絶対補助金とかじゃなくて現金であるんですか。

まず、ちょっと整理しときます。この原因というか、委託する理由というのは、工事能力の問題なんでしょう。違ったら言ってください。ほんでまた、その逆のパターンってあり得るんですか。向学のために教えていただきたいと思います。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 自治体間でこういう工事をどちらかが施工するというときにおいて、協定書を締結して実施すべきものである。このことからしますと、逆のパターンも十分理論上あり得ます。

もう一点、2点目なんですけれども、逆に町のほうで、この係留施設を実施できないかというご質問かと思います。当時、私は、この事業が事業化される前のいろいろな関係機関、和歌山県さん、防衛省さん、漁業者さんも含めた中での数々の調整事項があったように聞いております。その中で、事業主体は町、それから施工は和歌山県というふうなことで、4者が落ちついたようにと、僕は判断してございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） よくわかりました。

そこでですけれども、逆のパターンがあり得るといような話なんですけれども、前提のない中で、こんな質問をするのも非常に答えにくいんかもわかりませんが、県が町に委託してくるケースというのはどんな場合なんでしょう。例えば、全然世界が違うんかもわかりませんが、国会議員の選挙、県議員の選挙がある。それは町に100%委託したような感じですよ。ああいうものと同じになるんか。何か具体的に実際こんなケースにそういうことが起こり得ますよというようにわかりやすい例があったら説明していただけたらありがたいんですけれども、わかりませんか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 申しわけございません。理論上と申し上げさせていただきました。近隣、県下の事例については、すみませんが、把握してございません。申しわけございません。

○議長（高野正君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 工事委託契約の締結に

については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日付で、町長から、議案第11号 工事委託契約の変更についての議案が提出されました。

お手元に配付のとおりです。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 工事委託契約の変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、日程第12として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第12 議案第11号 工事委託契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） 追加議案として提案いたしました議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第11号は、工事委託契約の変更についてでございまして、平成28年度における日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業が今月末をもって完成する予定であり、平成28年度分の全ての事業費が確定することとなりますので、和歌山県との間の委託契約額を減額変更するものでございます。

何とぞよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高野正君） 本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第11号 工事委託契約の変更につきまして細部説明を申し上げます。

平成28年度における日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、平成28年6月議会において1億20,000千円で議決をいただき、同日付で和歌山県と協定書を締結の上、委託して建設工事等を進めてきているところでございます。

平成28年度からの繰越予算に係る工事が平成29年6月30日をもって完成する予定であり、このことにより平成28年度分の全ての事業費が確定することとなりますので、和歌山県との間で締結している協定書の中の金額を1億17,698,248円に減額変更し、事業費の精算を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

補足といたしまして、議案第2号の細部説明でも申し上げましたように、上流側の係留施設につきましては、和歌山県の工事完成検査を経た後、美浜町に引き渡され、供用が開始されることとなります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 工事委託契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおりと決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおりと決定しました。

しばらく休憩します。

午後一時四十八分休憩

——・——

午後一時四十九分再開

○議長（高野正君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

追加日程第13 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午後一時五十一分閉会

お疲れさまでした。